

- ・物を壊した時は壊れた状態の写真を撮っておくことを忘れないようにします。
- ・対人対物の賠償は他の保険契約がある場合でも受け取る金額が負担額を超えることはありません。
- ・同じ人が同じ事故を繰り返した場合に以前あった支払いの回数制限は、昨秋撤廃されました。(故意の場合は不可)
- ・ケガの補償は急激性のない自傷行為は対象になりません。(いつも目を叩いている人が網膜剥離になった等)

また、本人だけでなく同居する家族が対人対物の賠償責任を負った場合も補償が適用されることは、多くの人が気付いていないのではないのでしょうか。被保険者の範囲や免責事項は説明書の補償概要に詳しく載っていますので、今一度お読みください。よく質問があるもう一点は、自動車事故のような示談交渉はなく、親や支援者が直接交渉を進めなければいけないことです。ただ、相手方が弁護士を立ててきたり、納得できない賠償金額を請求されたりしたら、こちらでも弁護士を頼まなければ対応できなくなりますので、その際も安心できるのは保険金額の範囲内で弁護士費用も支払われますし、ジェイアイシーウエストさんも相談・協力しますとおっしゃっています。

賠償事故の事例と支払われた金額、施設内で利用者による他害行為に関する考え方もお話し頂きました。事故防止活動については「人は誰でもミスをする」を前提に、口頭で注意を促すだけでなく、事故が起らないよう具体的に改善することが重要とのお話でした。



最後に生命保険についてですが、ジェイアイシーウエストさんでは生命保険も取り扱われていて、12月の「お金に関する勉強会」でもお話があった通り、保険金の受け取り指定をすることで障がいの子に沢山残すことができます。受け取り方も一時に全額受け取らないで、毎年決まった金額を受け取れるように指定することも可能とのことでした。

保険はお守りと思って入っていますが、十分に活用

できる補償が付いていますので、内容は常に頭に入れておきたいと思いました。保険に関する勉強会は4月と5月にも予定していますので、皆様のご参加をお待ちしています。

活動報告(2月16日から3月15日まで)

活動日	内容
2/20-21	平成27年度 全国事業所研修大会(千葉市)
2/27	第2回大阪市障がい者スポーツセンター運営委員会(長居障がい者スポーツセンター)
3/2	2015年度 育成会フォーラム(TKPガーデンシティ品川)
3/3	2015年度 都道府県・政令指定都市育成会代表者及び事務局長合同会議 2015年度 行政説明会(TKPガーデンシティ品川)
3/5	第10回みなとふれあい福祉のひろば(港区民センター)
3/9	大阪教育大附属特別支援学校(高等部)卒業式 生野特別支援学校(高等部)卒業式
3/10	難波特別支援学校(高等部)卒業式
3/14	生野特別支援学校(小学部・中学部)卒業式 難波特別支援学校(小学部・中学部)卒業式
3/15	大阪教育大附属特別支援学校(小学部・中学部)卒業式

大阪市育成会会員だより

《レクリエーション(本人活動支援)について》 ボウリング教室

4月は休会です。

《会員向け学習会のお知らせ》

- ・日 時：4月21日(木) 10:00~12:00
- ・場 所：社会福祉センター 301会議室
- ・テーマ：「知的障がいのある子の『親亡き後』のライフプラン～親が元気なうちにできること～『保険について』」
- ・講 師：ファイナンシャル・プランナー 西村 和子 氏

《訃報》

去る、3月4日(金)に福島育成園支部の大平 正義 様がご逝去されました。

慎んでお悔やみ申し上げご冥福をお祈り致します。